

利用上の注意

1 調査の目的

商業統計調査は、我が国の全ての卸売・小売事業所を調査して、全国の事業所の分布状況、販売活動を把握し、業種別、規模別、地域別などに区分して、商業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 根拠法令

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）により実施しました。

3 調査の期日

平成 19 年 6 月 1 日現在

なお、商業統計調査は昭和 27 年に第 1 回調査を行って以来、昭和 51 年までは 2 年ごとに、平成 9 年までは 3 年ごとに、以降 5 年ごとに本調査を実施し、その中間年（本調査の 2 年後）に簡易な調査を実施することとしており、今回は本調査を実施しました。

4 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）による大分類 J - 卸売・小売業に属する事業所を対象としています。

調査は、公営、民営の事業所を対象としており、商業以外の事業所の構内にある別経営の事業所（売店等）や、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象としています。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内、有料道路内）にある別経営の事業所についても調査の対象としています（については、今回調査より調査を開始しました）。ただし、前述以外の劇場内、運動競技場内などの有料施設内の事業所は、原則、調査の対象となりません。

5 調査の方法

次の二つの方法で調査を行いました。

- (1) 調査員が、調査日あるいは調査日前に事業所名簿に基づいて、調査区内の調査対象事業所ごとに調査票を配布し、申告者に必要事項の記入を依頼し、調査員が収集する方法（調査員調査方式）。
- (2) (1) の調査員調査方式とは別に、一部の企業・団体等について、経済産業省又は都道府県がその本社、本店等に一括して傘下の調査対象事業所の調査票の記入を依頼し、収集する方法（本社等一括調査方式）。

6 調査の経路

(1) 調査員調査

経済産業大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 調査員 - 調査対象事業所
└── 指導員 ─┘

(2) 本社等一括調査

経済産業大臣又は都道府県知事 - 調査対象企業

7 主な用語の説明

(1) 事業所及び商業事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として、経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所（一区画）を占めて行われており、物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われているという二つの条件を備えているものをいいます。

また、事業所のうち、原則として「商品を購入して販売する事業所」であって、一般に卸売業、小売業といわれるものを商業事業所といいます。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわら等）を販売する事業所

製造業の会社が別の場所で経営している自社製品の卸売事業所（主として管理的事務を行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。

商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とします。

主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商・仲立業）。代理商・仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。

ただし、修理のみを専業としている事業所は修理業とし、修理のために部品を取り替えても商品の販売とはしません。

製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所

官公庁、公社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

（４）従業者及び就業者

平成 19 年 6 月 1 日現在で、その事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。

従業者とは「個人事業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣・受入者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣・出向者」を除いたものをいいます。

「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいいます。

「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けずに、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。

「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいいます。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ 平成 19 年の 4 月、5 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用された者

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で 1 か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

「他からの派遣・受入者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして別経営の事業所から来て業務に従事している者をいいます。

「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣・出向者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請けとして別経営の事業所の業務に従事している者をいいます。

(5) 年間商品販売額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間のその事業所における有体商品の販売額（消費税を含む）をいいます。

(6) その他の収入額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の商品販売以外の事業による収入額（消費税を含む）をいいます。

(7) 商品手持ち額

平成 19 年 3 月末現在、販売目的で保有しているすべての手持ち商品額で、仕入時の原価によります。

(8) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、客が値札等により各商品の値段が判るような表示方法をとっていること、店備え付けの買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどで客が自由に商品を選び取れるような形式になっていること、売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）で客が一括して代金の支払いを行う形式になっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいいます。商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の 50%以上で行っている事業所をいいます。

(9) 売場面積（小売業のみ）

平成 19 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積をいい、食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等を除きます。また、他に貸している店舗（テナント）分を除きます。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていません。

(10) 「551 百貨店、総合スーパー」の定義

衣（中分類 56）、食（同 57）、住（同 58、59、60）にわたる各種商品を小売りしていて、その販売額比率が各々 10%以上 70%未満の範囲にある従業者が 50 人以上の事業所をいいます。

(11) 「5791 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」の定義

「57 飲食料品小売業」の事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が 30 m²以上 250 m²未満、営業時間 14 時間以上の事業所をいいます。ただし、業態分類では、「5791 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」以外も含まれます。

8 その他

(1) 統計表中で使用している記号は、次のとおりです。

- ・ 「 - 」は、該当数字なし又は零のもの
- ・ 「0.0」は、0.05 未満のもの
- ・ 「 」は、減少したもの
- ・ 「x」は、事業所数が1又は2の場合、その事業所の秘密を守るため、事業所数、従業者数及び就業者数以外の数字を秘匿したことを示したものです。また、3以上の事業所であっても前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も秘匿処理をしています。
- ・ 増減率及び構成比は、小数点第2位を四捨五入しています。このため構成比については、内訳と合計が一致しない場合があります。
- ・ 前回比較は、16年調査における公表実数値を用いています。なお、16年調査は簡易調査であり、産業を格付けるための商品分類を3桁分類で行ったため、産業分類番号が異なります。(次ページ産業分類対応表を参照してください。)

(2) この調査の結果は、経済産業省において調査票を審査集計の上公表される予定ですが、今回栃木県が集計した結果は、後日公表される経済産業省の数値と相違することがあります。

産業分類対応表 (平成19年 / 平成16年)

(NO. 1)

産業分類名称(19年)	19年	16年	産業分類名称(16年)
各種商品卸売業	49	49	各種商品卸売業
各種商品卸売業	491	491	各種商品卸売業
各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)	4911	49A	各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)
その他の各種商品卸売業	4919	49B	その他の各種商品卸売業
繊維・衣服等卸売業	50	50	繊維・衣服等卸売業
繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)	501	501	繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)
生糸・繭卸売業	5011		
繊維原料卸売業(生糸、繭を除く)	5012		
糸卸売業	5013		
織物卸売業(室内装飾繊維品を除く)	5014		
衣服・身の回り品卸売業	502	502	衣服・身の回り品卸売業
男子服卸売業	5021		
婦人・子供服卸売業	5022		
下着類卸売業	5023		
寝具類卸売業	5024		
靴卸売業	5025		
履物卸売業(靴を除く)	5026		
かばん・袋物卸売業	5027		
その他の衣服・身の回り品卸売業	5029		
飲食料品卸売業	51	51	飲食料品卸売業
農畜産物・水産物卸売業	511	511	農畜産物・水産物卸売業
米麦卸売業	5111	51A	米穀類卸売業
雑穀・豆類卸売業	5112		
野菜卸売業	5113	51B	野菜・果実卸売業
果実卸売業	5114		
食肉卸売業	5115	51C	食肉卸売業
生鮮魚介卸売業	5116	51D	生鮮魚介卸売業
その他の農畜産物・水産物卸売業	5119	51E	その他の農畜産物・水産物卸売業
食料・飲料卸売業	512	512	食料・飲料卸売業
砂糖卸売業	5121		
味そ・しょう油卸売業	5122		
酒類卸売業	5123		
乾物卸売業	5124		
缶詰・瓶詰食品卸売業(気密容器入りのもの)	5125		
菓子・パン類卸売業	5126		
飲料卸売業(別掲を除く)	5127		
茶類卸売業	5128		
その他の食料・飲料卸売業	5129		
建築材料・鉱物・金属材料等卸売業	52	52	建築材料・鉱物・金属材料等卸売業
建築材料卸売業	521	521	建築材料卸売業
木材・竹材卸売業	5211		
セメント卸売業	5212		
板ガラス卸売業	5213		
その他の建築材料卸売業	5219		
化学製品卸売業	522	522	化学製品卸売業
塗料卸売業	5221		
染料・顔料卸売業	5222		
油脂・ろう卸売業	5223		
その他の化学製品卸売業	5229		
鉱物・金属材料卸売業	523	523	鉱物・金属材料卸売業
石油卸売業	5231		
鉱物卸売業(石油を除く)	5232		
鉄鋼卸売業	5233		
非鉄金属卸売業	5234		

産業分類対応表 (平成19年 / 平成16年)

(NO. 2)

産業分類名称(19年)	19年	16年	産業分類名称(16年)
再生資源卸売業	524	524	再生資源卸売業
空瓶・空缶等空容器卸売業	5241		
鉄スクラップ卸売業	5242		
非鉄金属スクラップ卸売業	5243		
古紙卸売業	5244		
その他の再生資源卸売業	5249		
機械器具卸売業	53	53	機械器具卸売業
一般機械器具卸売業	531	531	一般機械器具卸売業
農業用機械器具卸売業	5311		
建設機械・鉱山機械卸売業	5312		
金属加工機械卸売業	5313		
事務用機械器具卸売業	5314		
その他の一般機械器具卸売業	5319		
自動車卸売業	532	532	自動車卸売業
自動車卸売業(二輪自動車を含む)	5321		
自動車部分品・附属品卸売業(中古品を除く)	5322		
自動車中古部品卸売業	5323		
電気機械器具卸売業	533	533	電気機械器具卸売業
家庭用電気機械器具卸売業	5331		
電気機械器具卸売業(家庭用電気機械器具を除く)	5332		
その他の機械器具卸売業	539	539	その他の機械器具卸売業
輸送用機械器具卸売業(自動車を除く)	5391		
精密機械器具卸売業	5392		
医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)	5393		
その他の卸売業	54	54	その他の卸売業
家具・建具・じゅう器等卸売業	541	541	家具・建具・じゅう器等卸売業
家具・建具卸売業	5411		
荒物卸売業	5412		
畳卸売業	5413		
室内装飾繊維品卸売業	5414		
陶磁器・ガラス器卸売業	5415		
その他のじゅう器卸売業	5419		
医薬品・化粧品等卸売業	542	542	医薬品・化粧品等卸売業
医薬品卸売業	5421		
医療用品卸売業	5422		
化粧品卸売業	5423		
合成洗剤卸売業	5424		
他に分類されない卸売業	549	549	他に分類されない卸売業
紙・紙製品卸売業	5491	54B	他に分類されない卸売業
金物卸売業	5492		
肥料・飼料卸売業	5493		
スポーツ用品・娯楽用品・がん具卸売業	5494		
たばこ卸売業	5495		
ジュエリー製品卸売業	5496		
代理商、仲立業	5497		
他に分類されないその他の卸売業	5499		
各種商品小売業	55	55	各種商品小売業
百貨店、総合スーパー	551	551	百貨店・総合スーパー
百貨店、総合スーパー	5511		
その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	559	559	その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)
その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	5599		
織物・衣服・身の回り品小売業	56	56	織物・衣服・身の回り品小売業
呉服・服地・寝具小売業	561	561	呉服・服地・寝具小売業
呉服・服地小売業	5611		
寝具小売業	5612		

産業分類対応表 (平成19年 / 平成16年)

(NO. 3)

産業分類名称(19年)	19年	16年	産業分類名称(16年)
男子服小売業	562	562	男子服小売業
男子服小売業	5621		
婦人・子供服小売業	563	563	婦人・子供服小売業
婦人服小売業	5631		
子供服小売業	5632		
靴・履物小売業	564	564	靴・履物小売業
靴小売業	5641		
履物小売業(靴を除く)	5642		
その他の織物・衣服・身の回り品小売業	569	569	その他の織物・衣服・身の回り品小売業
かばん・袋物小売業	5691		
洋品雑貨・小間物小売業	5692		
他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業	5699		
飲食料品小売業	57		
各種食料品小売業	571	571	各種食料品小売業
各種食料品小売業	5711		
酒小売業	572	572	酒小売業
酒小売業	5721		
食肉小売業	573	573	食肉小売業
食肉小売業(卵,鳥肉を除く)	5731		
卵・鳥肉小売業	5732		
鮮魚小売業	574	574	鮮魚小売業
鮮魚小売業	5741		
野菜・果実小売業	575	575	野菜・果実小売業
野菜小売業	5751		
果実小売業	5752		
菓子・パン小売業	576	576	菓子・パン小売業
菓子小売業(製造小売)	5761		
菓子小売業(製造小売でないもの)	5762		
パン小売業(製造小売)	5763		
パン小売業(製造小売でないもの)	5764		
米穀類小売業	577	577	米穀類小売業
米穀類小売業	5771		
その他の飲食料品小売業	579	579	その他の飲食料品小売業
コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)	5791	57D	コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)
牛乳小売業	5792	57C	牛乳・飲料・茶類小売業
飲料小売業(別掲を除く)	5793		
茶類小売業	5794		
料理品小売業	5795	57A	料理品小売業
豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	5796	57B	他に分類されない飲食料品小売業
乾物小売業	5797		
他に分類されない飲食料品小売業	5799		
自動車・自転車小売業	58	58	自動車・自転車小売業
自動車小売業	581	581	自動車小売業
自動車(新車)小売業	5811	58A	自動車(新車)小売業
中古自動車小売業	5812	58D	中古自動車小売業
自動車部分品・附属品小売業	5813	58B	自動車部分品・附属品小売業
二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)	5814	58C	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)
自転車小売業	582	582	自転車小売業
自転車小売業	5821		
家具・じゅう器・機械器具小売業	59	59	家具・じゅう器・機械器具小売業
家具・建具・畳小売業	591	591	家具・建具・畳小売業
家具小売業	5911	59A	家具小売業
建具小売業	5912	59B	家具・畳・宗教用具小売業
畳小売業	5913		
宗教用具小売業	5914		

産業分類対応表 (平成19年 / 平成16年)

(NO. 4)

産業分類名称(19年)	19年	16年	産業分類名称(16年)
機械器具小売業	592	592	機械器具小売業
電気機械器具小売業	5921	59C	電気機械器具小売業
電気事務機械器具小売業	5922		
その他の機械器具小売業	5929		
その他のじゅう器小売業	599	599	その他のじゅう器小売業
金物小売業	5991	59E	金物・荒物小売業
荒物小売業	5992		
陶磁器・ガラス器小売業	5993	59F	他に分類されないじゅう器小売業
他に分類されないじゅう器小売業	5999		
その他の小売業	60	60	その他の小売業
医薬品・化粧品小売業	601	601	医薬品・化粧品小売業
医薬品小売業(調剤薬局を除く)	6011	60G	医薬品小売業(調剤薬局を除く)
調剤薬局	6012	60H	調剤薬局
化粧品小売業	6013	60J	化粧品小売業
農耕用品小売業	602	602	農耕用品小売業
農業用機械器具小売業	6021		
苗・種子小売業	6022		
肥料・飼料小売業	6023		
燃料小売業	603	603	燃料小売業
ガソリンスタンド	6031	60K	ガソリンスタンド
燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)	6032	60L	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)
書籍・文房具小売業	604	604	書籍・文房具小売業
書籍・雑誌小売業	6041	60M	書籍・雑誌・紙・文房具小売業
新聞小売業	6042	60N	新聞小売業
紙・文房具小売業	6043	60M	書籍・雑誌・紙・文房具小売業
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	605	605	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
スポーツ用品小売業	6051	60A	スポーツ用品小売業
がん具・娯楽用品小売業	6052	60B	がん具・娯楽用品小売業
楽器小売業	6053	60C	楽器小売業
写真機・写真材料小売業	606	606	写真機・写真材料小売業
写真機・写真材料小売業	6061		
時計・眼鏡・光学機械小売業	607	607	時計・眼鏡・光学機械小売業
時計・眼鏡・光学機械小売業	6071		
他に分類されない小売業	609	609	他に分類されない小売業
たばこ・喫煙具専門小売業	6091	60P	たばこ・喫煙具専門小売業
花・植木小売業	6092	60D	花・植木小売業
建築材料小売業	6093	60F	他に分類されないその他の小売業
ジュエリー製品小売業	6094		
ペット・ペット用品小売業	6095		
骨とう品小売業	6096	60E	中古品小売業
中古品小売業(骨とう品を除く)	6097		
他に分類されないその他の小売業	6099	60F	他に分類されないその他の小売業